

市政の報告と議案説明

（市政の報告）

市政の概要についてご報告申し上げ、議会をはじめ市民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、6月2日からの台風2号の豪雨災害により、各地で土砂崩れや住宅の浸水被害などが発生し、また、本市の道路、河川、農業施設等が甚大な被害を受けました。被災されました市民の皆様へ、心からお見舞い申し上げます。

8月15日に紀伊半島を縦断した台風7号では、大きな被害はなかったものの、これから本格的な台風シーズンを迎えます。引き続き復旧・復興作業に全力を傾注してまいるとともに、これまでの経験や過去の災害を教訓としながら、防災・減災対策に万全を講じてまいります。

それでは、各事業についてご報告申し上げます。

まず、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税についてであります。

このたび、株式会社奥村組様から、本市の地域コミュニティ活性化に役立ててほしいと、企業版ふるさと納税のご寄附の申し出があり、8月29日に寄附金の受領式及び感謝状贈呈式を執り行いました。いただいたご寄附は、市民スポーツ体験フェスティバル等のスポーツ振興事業に活用し、市民生活の質の向上と地域活性化につなげてまいります。

次に、旧庁舎跡地周辺やイオン五條店周辺を含めた中心市街地のまちづくりについてであります。

中心市街地に必要な公共機能等について、市民の皆様にご参加いただき、先行事例を視察して意見交換を行う「遠足型ワークショップ」をこれまでに6回開催いたしました。今後も、市民の皆様からのご意見をいただくとともに、有識者で構成する「五條市庁舎跡地等活用検討委員会」あるいは「五條市公共施設のあり方検討委員会」等の議論も踏まえなが

ら検討を進めてまいります。

次に、スマホ教室についてであります。

マイナンバーカードの普及促進事業の一環として、65歳以上の高齢者を対象としたスマホ教室を、昨年度20回開催し、119名に参加していただき好評を得ました。

今年度は、3月に連携協定を締結した株式会社NTTドコモと、7月から月2回開催しています。

基礎的な操作をはじめ、シニア世代がスマートフォンに慣れ親しんでいけるよう引き続きサポートしてまいります。

次に、防災事業についてであります。

県が、本市での整備を計画しておりました大規模広域防災拠点整備につきましては、令和5年度奈良県予算執行査定において一部執行中止となり、今後、防災目的での整備内容を多角的に再検討すると6月12日、山下奈良県知事から発表されました。

しかしながら、2,000m級滑走路を備えた大規模広域防災拠点整備事業及び関連する事業は、今後の災害発生に備え本市にとって必要な事業であると考えています。また行政は「常に市民の生命と財産を守らなければならない」という重要な役割を担っていることから、6月28日に山下奈良県知事に対し、当初の計画どおり大規模広域防災拠点の整備を行うよう強く要望いたしました。

次に、消防団活動についてであります。

7月30日に75名の団員が参加し、マンホールの開閉操作やポンプの取扱い、礼式の訓練など消防団員の現場活動における基本的な知識とスキルを習得することを目的とした、消防団現場活動基礎訓練を行いました。

次に、人権啓発推進事業についてであります。

令和5年度から五條市パートナーシップ宣誓制度を導入したことを踏まえ、性的マイノリティの人権をテーマとして、去る7月8日に弁護士

の仲岡しゅん氏を講師に招き「差別をなくす市民集会」を開催いたしました。

性的マイノリティにとどまらず、万人の個性の尊重について、男女別の制服など身近な問題から分かりやすく語りかけた講演は、多くの参加者の共感を呼び、人権の本質を考える機会となりました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種につきましては、65歳以上の高齢者、12歳以上64歳以下で基礎疾患のある方、医療従事者等を対象に「令和5年春開始接種」を実施しており、8月14日現在、6,390の方が接種されました。このうち65歳以上の接種者は5,789人で、65歳以上の人口に対する接種率は52.7%となっております。

また、9月20日以降、初回接種を終了しており、追加接種が可能な全ての方を対象に「令和5年秋開始接種」を実施してまいります。

次に、高齢者施策についてであります。

今年度は、令和6年度から3年間の計画である「五條市老人保健福祉計画及び第9期五條市介護保険事業計画」を策定する年であり、第1回目の策定委員会を8月31日に開催いたしました。昨年度行いました高齢者のニーズ調査の結果等を踏まえ、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」の実現、「地域包括ケアシステム」の推進に向けて取り組んでまいります。

次に、物価高騰対策についてであります。

国からの交付金を受け実施する、非課税の世帯に対して3万円、その他課税世帯に対して8千円をそれぞれ給付する事業を、7月から開始しました。

また、低所得の子育て世帯等への給付金事業につきましては、6月1日に、ひとり親世帯215世帯、ひとり親世帯以外の世帯162世帯にそれぞれ児童一人当たり5万円の給付を行うとともに、現在、家計急変

等の子育て世帯に対する給付の申請受付を、令和6年2月末を期限として実施しております。

次に、特産物の普及促進についてであります。

8月10日に、柿の消費拡大並びに関係人口の創出を図ることを目的に、東京ドームで「奈良県五條市柿ナイト」を実施いたしました。

バックスクリーンメインビジョンでの五條市のPR動画の放映や両軍へのハウス柿の贈呈のほか、東京ドーム内に市の観光大使である岡本和真選手のパネル等を展示したブースを設置し、ふるさと納税の案内を行うなど本市の魅力と柿のPRを行いました。また、始球式では名誉市民である尾野真千子さんにご登場いただきました。

次に、観光振興についてであります。

第50回吉野川祭りではありますが、台風7号の影響によりやむなく中止となりました。今回は5年ぶりの記念開催で通常の1.5倍の花火の打ち上げを予定するなど、県内でも素晴らしい花火大会として人気を集めているこのお祭りを心待ちにしていた多くの皆様にとりましても大変残念な結果となりました。炎天下の中、河川敷の草刈りや清掃活動など、開催に向けた諸準備にご尽力いただきました実行委員会をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。

次に、学校教育事業についてであります。

児童生徒の学力向上に取り組む一環といたしまして、夏季休業期間中、市役所庁舎内の会議室の一部を「スタディホールGOJO」として、自習室に利用してもらうこととしました。猛暑が続いた今年の夏、子どもたちにエアコンの効いた静かな場所で夏休みの宿題や自主学習などに集中して取り組んでもらうため、7月21日から8月31日までのうち16日間実施いたしました。

次に、西吉野農業高等学校についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大等の影響で中止を余儀なくされていた北海道農業実習を、4年ぶりに開催いたしました。6月27日から7月7

日までの10泊11日の日程で、4年生12名が参加しました。余市町の協力農家等で宿泊しながら、りんごの摘果（てきか）や袋かけ、ぶどうの摘房（てきぼう）などの実習を通じて、広大な北海道の農業技術や農業経営を、肌で感じ、肌で学ぶという貴重な経験を積むことができました。また、7月6日には、新十津川町に移動し、北海道新十津川農業高等学校との交流会を開催いたしました。北海道新十津川農業高等学校の生徒の案内で、各専門分野の授業や実習を見学させていただくとともに、お互いの学校の事やこれからの農業などについて意見交換を行い、両校の絆を深めることができました。

今後も関係機関・関係校との連携を図りながら、西吉野農業高等学校の魅力化を進めてまいります。

次に、生涯学習事業についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大後、様々な文化・スポーツ行事等が中止・延期となっていました。感染防止対策も講じながらも、徐々に再開されていることを大変うれしく思っています。近畿大会や全国大会に出場される選手が、市役所を訪れていただくたびに、大きな舞台で持てる力を存分に発揮し、活躍されることを願い、これからも応援してまいります。

日々ご指導・ご支援いただいている保護者をはじめ関係各位に、深く感謝を申し上げます。

市政の報告は、以上であります。

（提出議案の説明）

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。

まず、報第14号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、市道の管理瑕疵による車両の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処

分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第15号 専決処分の報告について（五條市監査委員に関する条例の一部改正）、報第16号 専決処分の報告について（五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）及び報第17号 専決処分の報告について（五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）につきましても、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、各条例の一部改正について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第18号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和5年度五條市一般会計補正予算（第4号））につきましても、令和5年6月の台風2号により被災した公共土木施設等の災害復旧に係る予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたため、報告し、承認を求めるものであります。

主な内容といたしましては、歳入・歳出予算にそれぞれ4億6,133万4千円を追加し、総額187億4,331万円とするもので、財源につきましても、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第38号 五條市大塔ライフハウス条例の全部改正につきましても、五條市大塔ライフハウスの施設に関する使用料の設定その他の規定の整備を行うため、本条例の全部を改正するものであります。

次に、議第39号 市立五條文化博物館条例等の一部改正につきましても、指定管理者に係る規定の見直しを行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第40号 五條市印鑑条例及び五條市手数料の特例に関する条例の一部改正につきましても、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備に係る規定を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第41号 令和5年度五條市一般会計補正予算（第5号）議

定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ2,084万2千円を追加し、総額187億6,415万2千円とする予算の補正及び債務負担行為の補正でございます。主な内容といたしましては、災害対応循環式水洗トイレ設置事業等の補正を追加するもので、財源につきましては、市債等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第42号 令和5年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、総額には変更が生じない、債務負担行為のみの補正でございます。

次に、議第43号 令和5年度五條市介護保険特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ3,213万8千円を追加し、総額41億5,543万8千円とする予算の補正でございます。財源につきましては、繰越金を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第44号 令和5年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、総額には変更が生じない、債務負担行為のみの補正でございます。

次に、認第1号から認第9号までにつきましては、令和4年度の五條市一般会計及び各特別会計の決算の認定、五條市水道事業会計の決算の認定並びに五條市下水道事業会計の利益剰余金の処分についての議決及び同会計の決算の認定を求めるものであります。

次に、同第4号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、井本誓晃委員の任期が、令和5年9月29日をもって満了するため、その後任について、議会の同意を求めるものであります。

次に、同第5号 五條市監査委員の選任につきましては、五條市監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任されている竹田和彦委員の任期が、令和5年9月30日をもって満了するため、その後任について、議会の同意を求めるものであります。

次に、同第6号から同第24号までの五條市農業委員会委員の任命に

つきましては、五條市農業委員会委員の任期が、令和5年11月26日をもって満了するため、その後任について、議会の同意を求めるものがあります。

次に、同第25号から同第31号までの五條市政治倫理審査会委員の委嘱につきましては、五條市政治倫理審査会委員の任期が、令和5年9月30日をもって満了するため、その後任について、議会の同意を求めるものであります。

以上が、市政の報告と、この度提出いたしました諸議案の概要であります。